

1 審議資料

(1) 職業訓練受講給付金の支給要件である交通費の取扱いの見直し（新規案件）

1 申出要旨

私は現在、求職者支援制度で職業訓練を受けており、平成 25 年 3 月 19 日にハローワークへ職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の申請に行ったところ、給付金を支給できないと言われた。

理由は、「配偶者の当月の給与が 25 万円を超えているから」というものであり、確かに私の妻は、平成 25 年 3 月の給与に半年分の交通費（10 万円以上）の支給があったため、25 万円を超えてしまっていた（妻の給与は同年 3 月 15 日に支給）。

ハローワークは、「交通費を 6 等分して給与明細書に記載してもらうように会社に言ってほしい」と説明しているが、妻はパートという立場もあり、会社への融通が利かない状況である。

そもそも交通費は必要経費であり、収入の算定に当たっては、交通費を控除して審査してほしい。また、交通費を収入認定するとしても、交通費が一括支給された場合には、該当月で按分して算定してもらいたい。

(注) 平成 25 年 3 月に、近畿管区行政評価局に対して申出があった事案である。

2 制度の概要等

(1) 求職者支援制度の概要

求職者支援制度は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）に基づき平成 23 年 10 月から実施されており、その概要は表-1 のとおりである。

本件給付金は、同法第 7 条及び附則第 1 条の規定に基づき、雇用保険を受給できない求職者の中で職業訓練を受講し、かつ、一定の要件を満たす者に対し、訓練の受講を容易にするために、訓練期間中の生活支援のための給付を行う制度として設けられたものである。

表-1

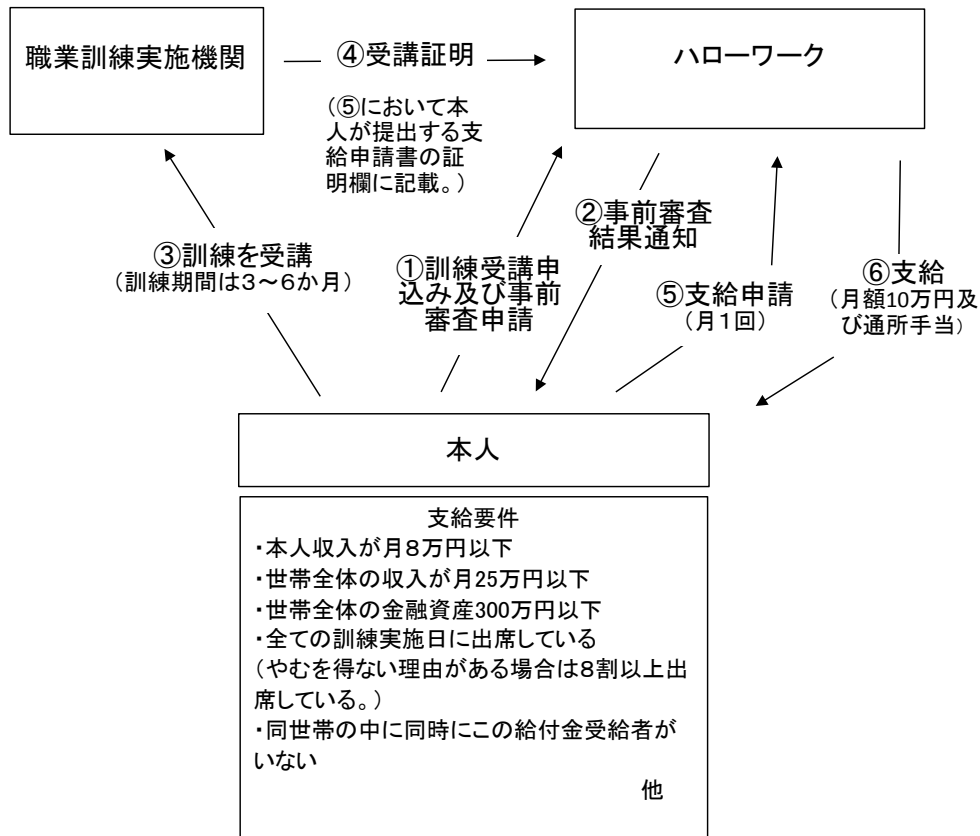
求職者支援制度の概要

区 分	内 容
制度の趣旨・目的	<p>○雇用保険を受給できない求職者に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練を受講する機会を確保するとともに、 ・一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、 ・ハローワークが中心となってきめ細やかな就職支援を行うことにより、早期の就職を支援するもの。 <p>→就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け。</p>
対象者	<p>○雇用保険を受給できない者で、就職を希望し、支援を受けようとする者。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者 ・雇用保険の適用がなかった者 ・学卒未就職者、自営廃業者等 <p>が対象。</p>
訓練	<p>○民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定。</p> <p>○成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定し、これに則して認定。</p> <p>○訓練実施機関には、就職実績も加味（実践コースのみ）した奨励金を支給。</p>
給付金	<p>○訓練受講中、本人月収8万円以下、世帯全体の月収25万円以下などの要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金（月10万円＋交通費（通所手当））を支給。</p> <p>○不正受給について、不正受給額（3倍額まで）の納付・返還のペナルティあり。</p>
訓練受講者への就職支援	<p>○訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。</p> <p>○ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援（必要に応じ担当者制で支援を行う）。</p>

（注）厚生労働省報道資料に基づき当局が作成した。

その手続及び支給までの流れの概要は、図－1のとおりである。

図－1 給付金の申請手続及び支給までの流れ（概要）



(2) 給付金の支給実績

給付金の支給実績は、平成23年度が62億93万円（給付者数2万3,429人）、24年度が253億5,272万円（同5万5,402人）となっている。

(3) 給付金の受給要件等

給付金の受給要件には収入に関する項目があり、1支給単位期間（訓練開始日から起算して、1月後の応答日の前日までを1支給単位期間とする）中に、①本人の収入が8万円以下であること、②世帯（注）全体としての収入が25万円以下であることが定められており、いずれの要件も満たしていなければならない（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号）第11条第1項第1号及び第2号）。

（注）「本人並びに本人と同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母」を指す。

収入の算定対象には、交通費も含まれており、また、表－2のとおり、数か月分がまとめて支給される場合であっても分割して計上せず、支払われた月の収入として一括計上する取扱いとなっている。

表－2

一括支給される交通費の取扱い

問 28 事業主より支給されるいわゆる交通費（通勤手当）について、数か月分がまとめて支給される場合に、1か月分の金額に換算して計上することは可能か。

（答）

いわゆる交通費（通勤手当）の支給については、事業主ごとにその取扱いが異なることから、分割して算定することは行わないこととする。

（注）「求職者支援制度に係る質疑応答集（平成 24 年 12 月改訂）の送付について」（平成 24 年 12 月 19 日各都道府県労働局職業安定部長宛て厚生労働省職業安定局首席職業指導官、派遣・有期労働対策部求職者支援室長、職業能力開発局能力開発課長通知）に基づき当局が作成した。

（4）他制度における交通費の取扱いの概要について

ア 生活保護

生活保護費の算定においては、表－3のとおり、厚生労働省事務次官通知（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号。最終改正平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省発社援 0330 第 3 号）に基づき、勤労収入から交通費が控除されることとされている。

表－3

生活保護における交通費の取扱いの概要

第 8

3 認定指針

（1）勤労に伴う収入

ア 勤労（被用）収入

（イ）勤労収入を得るための必要経費としては、（中略）、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。

（例）最低生活費 20 万円で、月 10 万円の勤労収入及び 1 万円の交通費実費の支給がある場合には、20 万円－8 万円（交通費を含めた勤労収入総額 11 万円から勤労控除（基礎控除）約 2 万円と、交通費 1 万円の实費控除を差し引く）＝12 万円が、保護費として支給される。

つまり、収入額に交通費実費を含めた上で、その後に交通費実費を収入額から控除するのが原則となる。

（注）厚生労働省事務次官通知及び厚生労働省社会・援護局総務課からのヒアリング結果に基づき当局が作成した。

イ 社会保険等の標準報酬月額等

厚生年金、健康保険及び共済組合の掛金・給付の算定基礎となる標準報酬月額については、対象となる収入額に交通費を含めており、また、交通費を 6 か月分など一括支給される場合は、1 か月分に分割して算定することとされている。

雇用保険及び労災保険の保険料の算定基礎となる実際に支払われる給与額（税額控除前の額）については、交通費を含めており、交通費が6か月分など一括支給される場合であっても分割していない。

3 関係機関の意見（厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部求職者支援室）

（1）交通費を収入に含めることの妥当性

給付金については、職業訓練の受講を容易にするために、訓練期間中に支給されるという性格から、訓練期間中に一定の収入がないことを要件としている。

この場合の収入については、税引き前の稼得収入その他収入全般であり、賃金については当然収入に含まれるが、労働基準法では、通勤手当（交通費）について、あらかじめ支給条件が明確に定められている場合には、賃金に該当するとされているところである。

なお、他の制度における交通費の取扱いは、以下に掲げるとおり、賃金や報酬といった稼得収入には交通費を含むこととされている。

- ・雇用保険の失業等給付の額を決定するための基礎となる、離職前の賃金日額の算定に当たり、その対象となる賃金に交通費を含めている
- ・年金や健康保険における標準報酬月額算定の算定に当たり、その対象となる報酬に交通費を含めている

交通費の支払方法自体は法令の定めがなく、事業主ごとにその取扱いが異なり、支払実態は様々であると考えられるが、本給付金の支給要件である収入に、賃金に該当する交通費を含めていることについては、妥当性を欠くものではないと考えている。

（2）複数月分の交通費を一括支給された場合の収入認定方法の妥当性

複数月分を一括して支給された交通費の取扱いについては、交通費の支払い方法自体は法令の定めがなく、事業主毎にその取扱いが異なり、支払い実態は様々であると考えられることから、原則として複数月分を一括して収入に算定しているが、申請者本人からの求め及び客観的な証明書類（給与明細書や通勤定期券の写しなど）に基づき、分割を行うという取扱いを明確にする方向で、現在、厚生労働省内で検討中である。なお、検討結果を踏まえた対応については、6月中を目途に考えている。

（注1）複数月分を一括して支給された交通費を、複数月に分割した結果、各月の収入額が基準額を超えてしまうケースが有り得ることも考慮して検討することが必要であると考えている。

（注2）当該申出人に対しても、ハローワークを通じて上記の検討結果を行っている旨を既に伝えており、今後、検討結果に沿って対応する方針である。

(2) 特許審査着手前に特許出願を取り下げた場合における特許出願審査請求手数料の返還について（新規案件）

1 申出要旨

特許庁へ特許出願をする場合には、特許出願手数料を納付しなければならず、また、特許出願について特許出願審査請求（以下「審査請求」という。）をする場合には、特許出願審査請求手数料（以下「審査請求手数料」という。）を納付しなければならない。

特許出願審査（以下「審査」という。）については、審査請求件数が多いことから、審査請求の2～3年後に審査に着手されることがあるが、特許出願後、審査を待っている間に、権利化の必要性が低下した等の理由から、特許出願を取り下げることがある。

特許出願を取り下げた場合、特許出願手数料については返還されず、審査請求手数料については取下げ時点で審査に着手する前であっても半額（※）しか返還されないこととなっている。

※ 審査請求手数料の額である「118,000 円に1請求項につき4,000 円を加えた額」の半額である「59,000 円に1請求項につき2,000 円を加えた額」。なお、事前に国際調査報告等が作成されている場合は、これよりも低い審査請求手数料が設定されている。

特許出願をしたのであるから、特許出願手数料が返還されないのは納得できるが、審査をしていないにもかかわらず、審査請求手数料が半額しか返還されないのは納得できない。

そのため、例えば、審査請求時には審査請求手数料を納付せず、審査着手時期に改めて特許出願人（以下「出願人」という。）に対し、審査を求める意思があるか否かを確認し、その意思がある者のみが審査請求手数料を納付することとし、審査の着手前に特許出願を取り下げた場合には、審査請求手数料を納付しなくてもよいような仕組みにすべきではないか。

※ 平成25年2月に、行政相談業務室に対して相談の申出（匿名・電話）があった事案である。

2 制度の概要

(1) 特許出願と審査請求

特許を受けようとする者は、一定の事項を記載し、一定の書面を添付した願書の特許庁長官に提出しなければならないとされている（特許法（昭和34年法律第121号。以下「法」という。）第36条）。

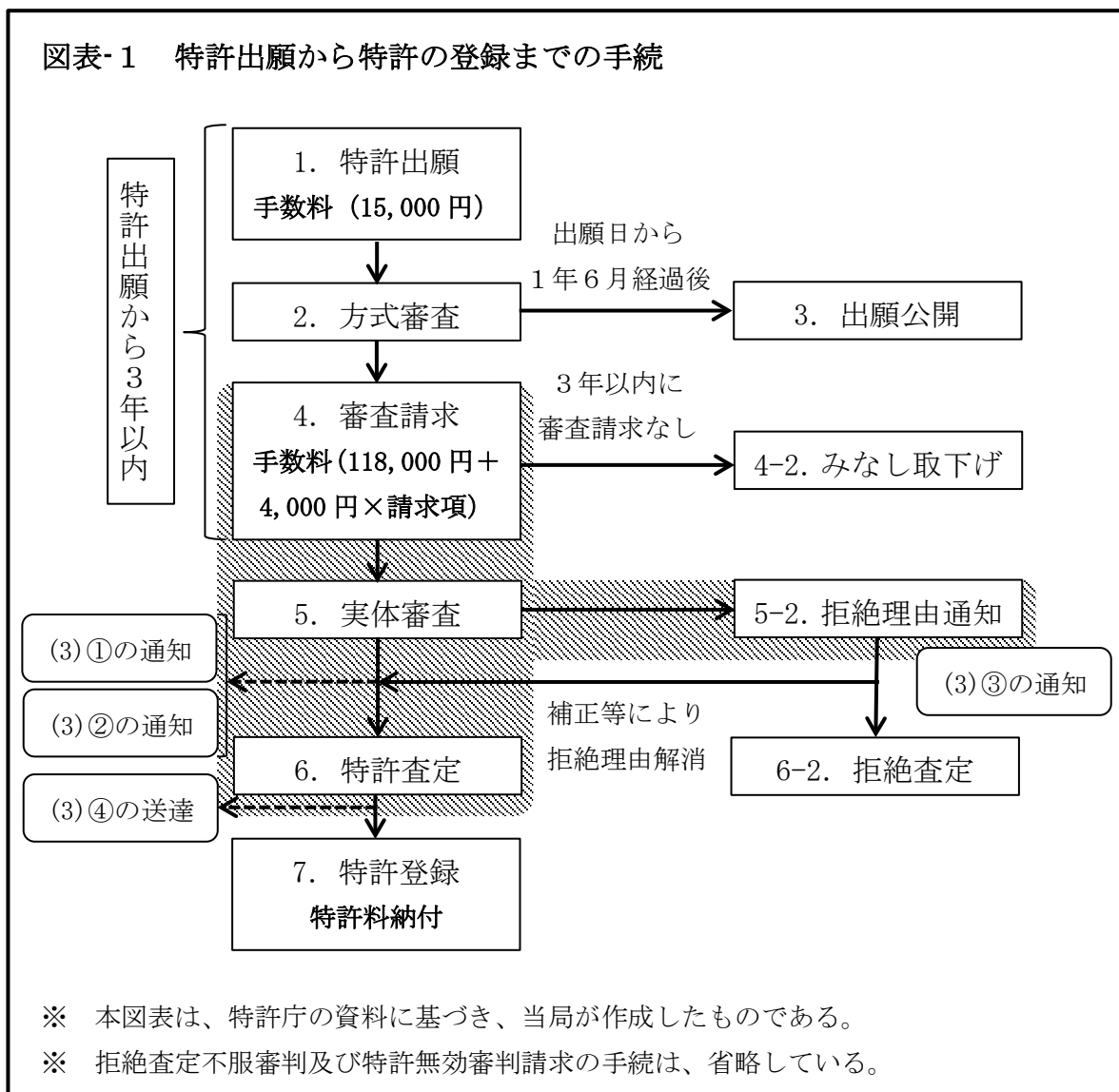
また、特許出願があったときは、何人も、その日から3年以内に、特許庁長官にその特許出願について審査請求をすることができるとされている（法第48条の3第1項）。

このように、特許出願手続において、特許出願と審査請求とが別個の手続とされているのは、特許出願件数の増大に伴う審査負担の軽減と、防衛的な出願で権利化を必

要としないもの及び出願後に権利化を必要としなくなったものなどが少なくないことに鑑み、昭和 45 年の法改正により、審査請求があった特許出願についてのみ審査を行うことされ、審査請求件数の減少並びにそれに伴う他の特許出願の審査の促進及び審査の質の向上を図ることとされたためである。そして、審査請求期間が特許出願をした日から「3 年以内」とされているのは、特許権は排他的で強大な権利であり、競合他者の特許出願の進捗状況を監視することが企業等の事業戦略上非常に重要であるところ、審査請求期間が必要以上に長期であると、長期間にわたり、権利の帰趨が未確定な特許出願が大量に存在することとなり、第三者の監視負担が増大することを踏まえ、第三者の不利益を解消する等のため、平成 11 年の法改正により、それまでの「7 年以内」から「3 年以内」に短縮されたものである。

なお、特許出願から特許の登録がされるまでの手続は、図表-1 のとおりである。

図表-1 特許出願から特許の登録までの手続



(2) 特許出願及び審査請求に係る手数料

特許出願をする者は、特許出願手数料を納付しなければならず(法第 195 条第 2 項、

別表第1号)、その額は、15,000円とされている(特許法等関係手数料令(昭和35年政令第20号。以下「手数料令」という。)第1条第2項の表第1号)。

また、審査請求をする者は、審査請求手数料を納付しなければならず(法第195条第2項、別表第6号)、その額は、「118,000円に1請求項につき4,000円を加えた額」等とされている(手数料令第1条第2項の表第6号)。

なお、個人や中小企業等による審査請求においては、審査請求手数料を免除又は軽減(半額)とする減免制度が設けられている(法第195条の2並びに手数料令第1条の2及び第1条の4)。

(3) 特許出願の取下げと審査請求手数料の返還

審査請求後、権利化の必要性が低下した特許出願、先行技術調査により特許性がないことが判明した等の特許出願について、「特許庁が審査に着手する前」に出願を取り下げた(法第38条の2)場合には、その取下げをしてから6月以内に返還請求をすることにより、既に納付した審査請求手数料の2分の1が返還されることとされている(法第195条第9項、手数料令第1条第4項。以下「審査請求手数料返還制度」という)。

ここでいう「特許庁が審査に着手する前」とは、

- ① 特許庁長官からの同一の発明について同時に2以上の特許出願があったとき等における特許出願人の協議を命ずる通知(法第39条第6項)、
- ② 審査官からの文献公知発明(法第29条第1項第3号)に係る情報が願書の添付書面である明細書へ記載(法第36条第4項第2号)されていない旨の通知(法第48条の7)、
- ③ 審査官からの特許出願拒絶理由の通知(法第50条)
- ④ 特許庁長官からの特許査定(法第51条)の謄本の送達(法第52条第2項)のいずれかがあるまでの間(前記図表-1の4. から6. まで(斜線部分)の期間)とされている(法第195条第9項各号)。

この審査請求手数料返還制度は、平成15年の法改正(平成16年4月1日施行)により、審査請求手数料の引き上げ(出願人間の費用負担の不均衡を解消するため、特許出願手数料、特許料が引き下げられるとともに、審査請求手数料が「84,300円に1請求項につき2,000円を加えた額」から「168,600円に1請求項につき4,000円を加えた額」へと倍増されたもの。なお、その後、平成23年8月1日から、現在の額に引き下げられた。)と併せて設けられたものであり、出願人の負担軽減を図るとともに、審査請求後であっても不必要となった特許出願の取下げを促して、審査対象特許出願件数を真に必要なものに絞るために設けられたものである。すなわち、審査請求手数料返還制度の導入前においては、①審査請求から審査官が審査に着手するまでの間(平成14年実績で平均24月)に、出願人が権利取得意欲を失って特許出願の取下げをしたとしても、既に納付した審査請求手数料は返還されないことから、特許出願の取下げが積極的に行われず、実際に権利取得の必要がない特許出願に関する審査が行われていたこと、②審査請求件数の増加傾向に伴い、審査待ち期間も長期化する傾向にあ

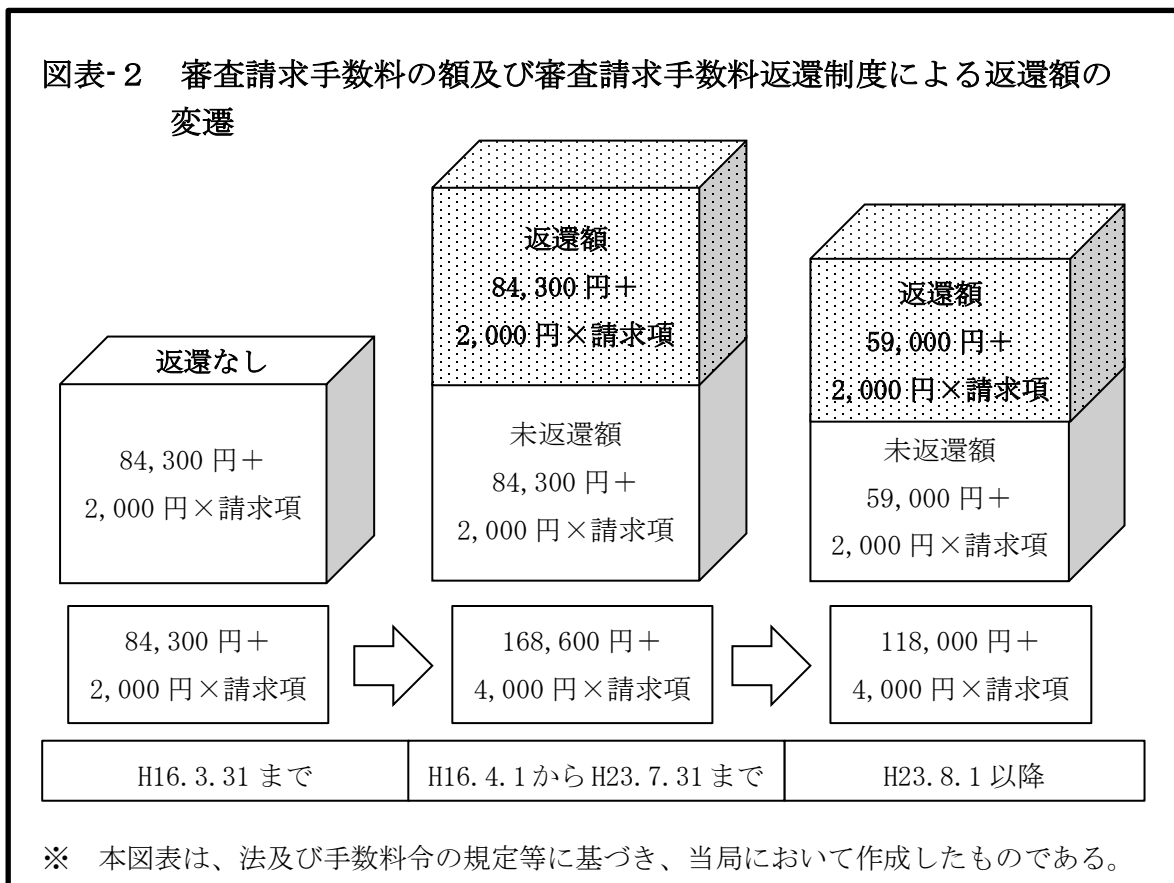
ったことから、審査待ち期間中の特許出願の取下げにより、審査請求手数料の一部返還を行い、出願人の負担を軽減するとともに、真に権利取得を必要とする特許出願のみが審査されるようにすることにより、全体として、迅速・的確な審査を実現するため、審査請求手数料返還制度が設けられたものである。

※ 当局の調査した範囲では、類似の手数料の半額返還制度としては、

- ① 民事訴訟費用等に関する法律（昭和 46 年法律第 40 号）第 9 条第 3 項の規定に基づく第一回口頭弁論期日終了前における訴えの取下げ等による訴訟手数料の半額返還制度
- ② 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の医薬品治験相談等手数料の対面助言申込日以降の取下げによる審査手数料の還付制度

があるのみである。

なお、審査請求手数料の額及び審査請求手数料返還制度による返還額の変遷は、図表-2 のとおりである。



3 関係行政機関の見解（平成 25 年 4 月 26 日特許庁）

- (1) 過去 5 年間における特許出願件数、審査請求件数、審査着手前の特許出願取下げ件数等は、図表-3 のとおりである。

図表-3 過去5年間における特許出願件数、審査請求件数、審査着手前の特許出願
 取下げ件数等 (単位：件、億円)

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
特許出願件数	395,521	383,570	344,735	340,907	345,118
審査請求件数	377,893	316,023	254,379	250,166	252,063
審査待ち件数	908,396	846,749	688,771	544,821	420,080
審査完了件数	300,135	333,139	360,889	373,413	365,136
審査着手前の特許出願 取下げ・放棄件数	22,246	23,793	30,151	14,013	10,795
審査請求手数料 返還件数	22,216	23,099	31,171	14,169	11,712
審査請求手数料 返還額	21.5	16.9	27.3	13.3	11.6

(2) 審査請求から、審査官が審査を行って出願人に審査結果を通知するまでの平均的期間は、「17.3月」（平成24年12月末時点）となっている。

なお、今後、審査を更に迅速化し、平成25年度末までに、この平均的期間を「11月」に短縮予定である。

また、中小企業からの出願など特定の要件（①中小企業、個人、大学、公的研究機関の出願、②外国関連出願、③実施関連出願、④グリーン関連出願又は⑤震災復興支援関連出願のいずれかに該当する出願等）を満たした場合に、出願人からの申請に応じて、早期に審査を行う早期審査制度があり、この場合には、早期審査の申請から平均2月で、審査結果を通知している。

(3) 審査請求手数料の額については、審査に要する実費を勘案して決定しており、現在の審査請求手数料の額は、実費と同等額となっている。

実費には、①人件費、②審査請求案件を特許庁内の事務処理システムにより維持・管理する費用、③審査官用検索システムに係る費用、④先行技術調査（※）の外注費用等が含まれている。

※ 先行技術調査とは、審査官による審査の着手前に特許出願に係る発明に先行する発明の有無等を調査するものである。

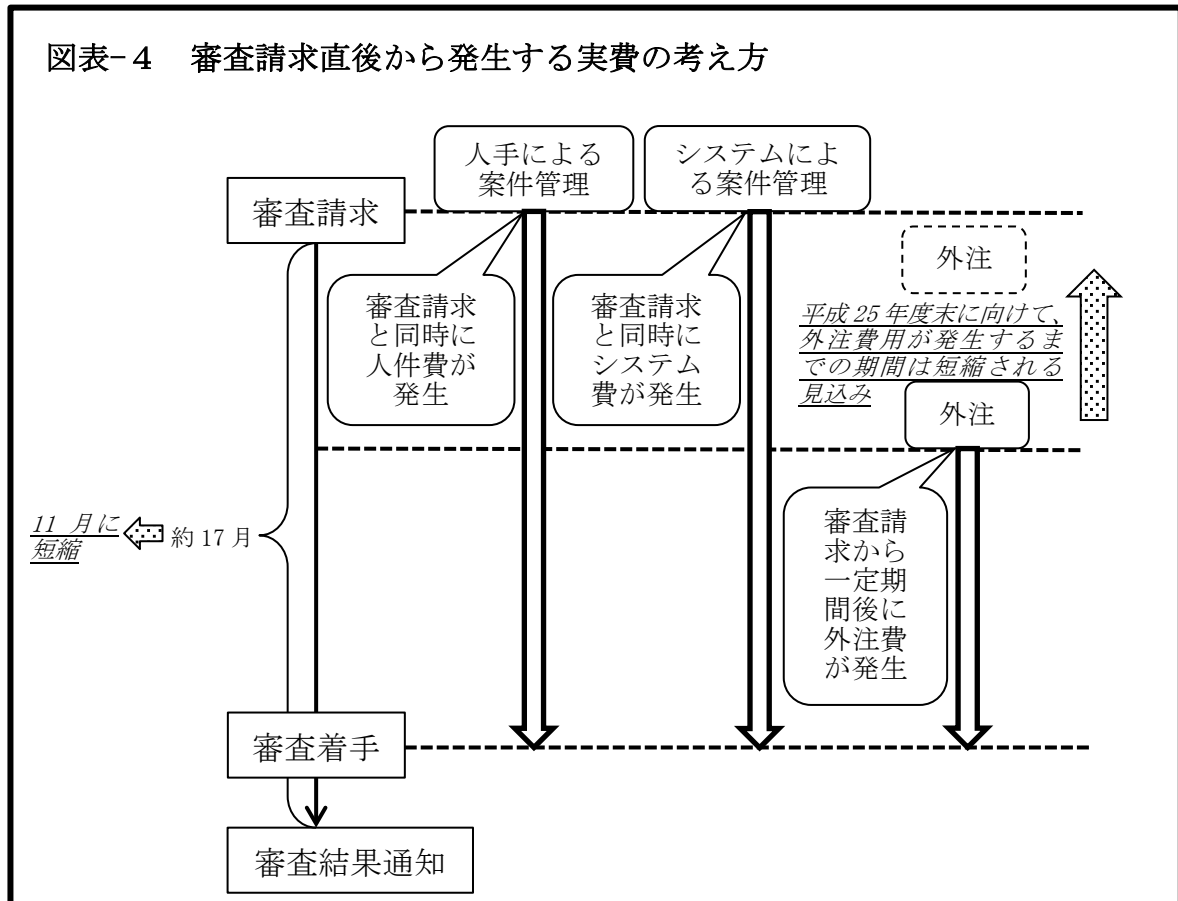
(4) 審査請求手数料返還制度において、審査請求手数料の返還額をその半額としているのは、審査請求がされると、審査官が審査に着手する前であっても、案件管理や外注管理などの人件費、案件を特許庁内の事務処理システムで維持・管理する費用、先行技術調査の外注費用（平成25年度から、新たに中国文献等の外国文献調査の外注を開始することから、これまでよりも増加する。）等がかかる。特に、案件管理の人件費及び案件管理システム費用は、審査請求と同時に発生する。そして、審査請求から審査官による審査着手までの期間が11月まで短縮される平成25年度末には、特許庁から登録調査機関へ先行技術調査を外注するタイミングがこれまでよりも早まるため、審査請求から外注費用が発生するまでの期間も短縮される見込みである。したがって、

審査請求を行うことで、審査官が審査に着手する前から、相当程度の実費がかかることとなる。

これを図示すると、図表-4のとおりである。

以上のことから、前記のとおり、特許出願の取下げ時点においても、相当程度の実費が発生していること、また、出願人は、審査請求により競合他者を牽制し得ること、更に、審査請求手数料を全額返還とすると、事実上の審査請求期間の延長として濫用される可能性があることを考慮し、返還額を審査請求手数料の一定割合としている。

図表-4 審査請求直後から発生する実費の考え方



(5) 申出人の言うような審査請求手数料を審査請求時に納付させるのではなく、審査着手時期に、改めて出願人に対し、審査を求める意思確認をし、その意思がある者のみが審査請求手数料を納付することとするのは、次のことを踏まえると、実現することは困難である。

ア 出願人が特許の権利化の必要性やタイミングを検討するため、3年の審査請求期間が設けられており、この期間内に審査請求をするという判断を一度行った出願人に対し、年間約36万件（平成24年度実績）という膨大な審査着手件数の全てについて、1件ごとに再度、審査を求める意思確認をすることは、膨大な行政コストが発生すること。

イ 今後、審査の迅速化が進み、審査請求から審査官が審査結果を通知するまでの期間が平均11月まで短縮することを考慮すると、審査請求後に再度の意思確認を行うまでの必要性は小さくなっていくと考えられること。

ウ 申出人の言うような方法は、実質的な審査請求期間の延長となり、不要な審査請求の増加や第三者の監視負担の増大をもたらすおそれがあること。

4 本申出についての所見

(1) 事実誤認について

前記3の特許庁からの回答を踏まえると、本申出には、次のとおり、申出人の事実誤認があると思われる。

ア 審査着手時期についての事実誤認

申出人は、「審査請求後2～3年後に審査に着手されることがある」としているが、現在は、審査請求から審査官が審査結果を通知するまでの平均期間は、「17.3月」となっており、また、この平均期間は、平成25年度末までに「11月」まで短縮される予定となっている（前記3(2)を参照）ことから、審査着手までに2～3年を要するというようなことは、現在ではないと思われる。

イ 審査着手前についての事実誤認

申出人は、審査着手前は、「何らの審査をしていないにもかかわらず、審査請求手数料が半額しか返還されない」としているが、審査請求後、審査官が審査に着手する前、すなわち、出願人からみると、何らの審査をしていないようにみえる期間であっても、特許庁の内部処理において、相当程度の実費がかかっている（前記3(4)を参照）。

(2) 申出人の提案する改善について

申出人の提案する改善については、前記(1)の申出人の事実誤認及び特許庁からの回答（前記3(5)）を踏まえると、次の理由から、審査の迅速化や出願人の負担軽減に逆行し、妥当なものとはいえないと考えられる。

ア 審査に着手するまでの期間は、年々、短縮されてきており、審査請求後、審査着手前に特許出願を取り下げのような事態は、それほど多くはないと考えられること（平成23年度でみると、審査着手前の取下げ件数は10,795件、審査請求件数と審査待ち件数の合計は672,143件であり、取下げ件数の割合は、1.6%にすぎない。）。

イ 審査官が審査に着手する前であっても、特許庁の内部処理において、相当程度の実費がかかっており、手数料の受益者負担という一般原則からみて、審査請求手数料の一部（半額）を負担するのは、当然のことであると考えられること。

ウ 審査着手前に再度、審査請求の意思確認をし、その意思がある者のみが審査請求手数料を納付することとするのは、膨大な行政コストを要することが予想され、そのことは、審査期間の増加や審査請求手数料の値上げにもつながりかねないものであると考えられること。

5 別の観点からの改善の可能性の検討

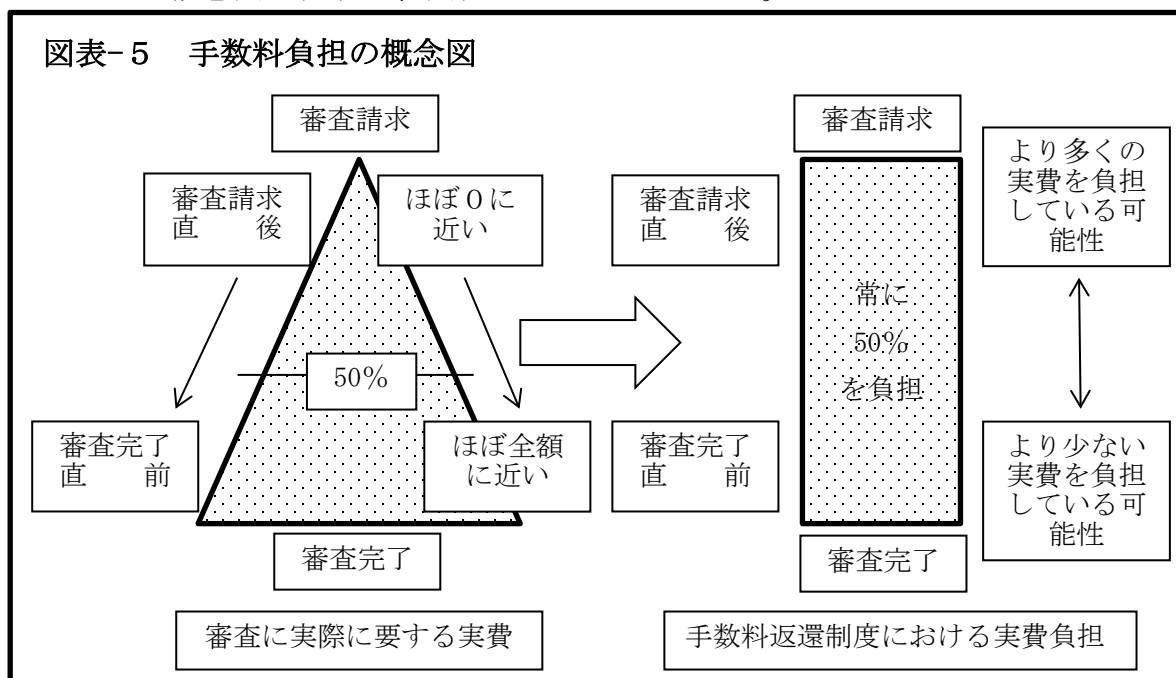
(1) 適切な受益者負担となっているか

現在の審査請求手数料返還制度においては、法第195条第9項各号に規定された特

許庁からの一定の通知等が出願人に到達等するまでの間に特許出願を取り下げた場合には、「審査着手前の取下げ」として、審査請求手数料の半額が出願人に返還されることとなっている。

ところで、手数料の受益者負担という観点から、審査請求手数料返還制度を検討すると、受益に応じた負担が適正に設定されているのかという点で疑問が生ずる。すなわち、通常、ある審査に要する実費は、当該審査が進捗するにつれて増加していくものであり、その審査の進捗のある時点で取下げ等により審査が停止した場合には、その時点までに要した実費を負担するのが適切であると考えられるところ、審査請求手数料返還制度においては、特許庁からの一定の通知等が到達等するまでは、いつの時点で取下げをした場合であっても、一律、その半額を返還することとしており、適切な実費負担となっていない可能性がある。

これを概念図で表すと、図表-5のとおりである。



(2) 特許庁の見解

審査請求手数料返還制度における審査請求手数料の返還額の割合を増加すること等を検討する余地があるか否かについての特許庁の回答は、次のとおりである。

ア 返還する審査請求手数料の割合を2分の1から引き上げたり、全額返還とすると、実質的な審査請求期間の延長として濫用される可能性があり、審査請求期間内に出願人が権利化の必要性を判断するインセンティブの低下による不要な審査請求の増加、それによる第三者の監視負担の増大のおそれがある。

イ 審査請求がされると、審査着手前であっても、案件管理や外注管理などの人件費、案件を特許庁内の事務処理システムで維持・管理する費用、先行技術調査の外注費用等がかかっており、この費用を負担する必要がある。

(3) 返還額を増加する可能性の検討

特許庁の回答にある先行技術調査とは、審査官が審査に着手する前に、登録調査機関（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号。以下「特例法」という。）第36条の規定に基づく機関。）に外注して行われているものである。この先行技術調査は、出願人が審査請求をする前に、自ら特定登録調査機関に依頼して行うことが可能とされており（特例法第39条の2）、この場合には、出願人が特定登録調査機関の調査報告を提示して審査請求をしたときは、審査請求手数料が軽減されることとされている（特例法第39条の3、手数料令第1条第2項の別表第6号括弧書）。そうすると、仮に、先行技術調査を自ら実施していない出願人が審査請求後、特許庁内において先行技術調査が外注により行われるよりも前に特許出願を取り下げた場合には、この軽減分に相当する額についても、出願人に返還してもよいのではないかと考えられる。

これを図示すると、図表-6のとおりである。

通常の審査請求手数料	118,000 円 + 請求項 × 4,000 円・・・①
先行技術調査を自ら実施した場合 の軽減後の審査請求手数料	94,000 円 + 請求項 × 3,200 円・・・②
軽減額 (①-②)	24,000 円 + 請求項 × 800 円・・・③
ここで、先行技術調査を自ら実施せず、その着手前に特許出願を取り下げとすると、次のとおり、通常の返還額に先行技術調査における軽減額を加えた額を返還することが可能ではないかと考えられる。	
通常の返還額 (① ÷ 2)	59,000 円 + 請求項 × 2,000 円・・・④
返還可能額 (④ + ③)	83,000 円 + 請求項 × 2,800 円・・・⑤
⑤の返還率 (⑤ ÷ ① × 100)	約 70%

このような考え方をとれば、先行技術調査の着手前に特許出願を取り下げた場合には、現在の半額ではなく、70%程度の額を出願人に返還すべきこととなると考えられる。

一方で、審査請求手数料返還制度においては、前記3(4)及び前記(2)の特許庁の見解のとおり、政策的に審査請求手数料の半額を返還することとし、また、審査着手前にかかる実費を負担すべきであるとしており、実際に要した実費を負担するという点はあまり考慮していないと考えられる。

(4) 利点及び問題点

前記(3)のように、審査請求手数料返還制度において、特許出願の取下げ時点における審査の進捗状況を勘案して、返還額に段階を設けるとした場合には、次のような利点及び問題点が想定される。

ア 利点

より早期に特許出願の取下げをすれば、より多くの審査請求手数料が返還されることから、早期の取下げに対するインセンティブとなり、審査請求件数の減少及び審査の迅速化・適正化を図ることが可能となると考えられる。

イ 問題点

(ア) 早期の特許出願の取下げについて審査請求手数料の返還額を増加させるのであれば、手数料の受益者負担を貫くためには、審査完了直前の取下げについては、返還額を減少させる必要が生じるはずである。そうすると、返還額の段階が複雑化し、特許庁の事務手続が増大するおそれがある。そのことは、審査請求期間の増加につながるおそれもあり、特許庁が取り組み、一定の成果が上がっている審査の迅速化の流れに逆行する結果となってしまう可能性がある。

(イ) 審査の進捗状況は、特許庁から一定のアクションがあるまでは、出願人には明らかとはなっておらず、出願人からすれば、いつの時点で特許出願を取り下げれば、いくら審査請求手数料が返還されるのかということも明らかとはならない。そうすると、出願人の予見可能性が図られていないこととなるが、そのような制度を設けることは難しいのではないかと考えられる。

また、早期の取下げに対するインセンティブとして十分に機能しない可能性があると考えられる。

(ウ) 前記(3)では、先行技術調査を例として、審査請求手数料の返還額を増加させる可能性を検討したが、実際の審査の過程において、適正な基準により審査の進捗状況を段階ごとに分けることは難しいのではないかと考えられる。

※ 審査請求手数料返還制度導入時における逐条解説（特許庁ホームページ「産業財産権法（工業所有権法）の解説【平成6年法～平成18年法】」の「平成15年法律改正（平成15年法律第47号）」の「第2章 審査請求手数料の返還制度の導入」）においては、審査着手前を法第195条第9項各号に規定する一定の通知等の到達等としたのは、「審査の実際の開始時期は、出願人が必ずしも明確に知り得るものではない。また、審査官のどのような行為をもって、審査開始と判断すべきかの把握も困難である。したがって、審査請求手数料の返還請求の要件となる出願の取下げ又は放棄の時期について、ある程度審査官が審査を進めてしまった後であっても、出願人がその時期を明確に知り得るよう、法令上の行為の時点までとすることが必要であり、加えて実際の審査の開始から時間的に離れていないことが適切である。」ことが理由であるとされており、これは、審査の進捗状況を段階ごとに分けることの困難性を考慮しつつ、出願人の審査請求手数料が返還される時期についての予見可能性を確保するためであると考えられる。

(エ) 特許庁によれば、今後、平成25年度末までに、審査請求から審査完了までの期間を11月に短縮するとのことであり、それに伴い、先行技術調査を外注するまでの期間も相当短期間になることが想定されるとのことであることから、仮に、先行技術調査の着手前に特許出願を取り下げた場合の審査請求手数料の返還割

合を増加させても、これに該当する特許出願の取下げはそれほど多くはなく、実効性に疑問がある。

(4) 災害共済給付金の支給対象の明確化（継続案件）

1 申出要旨

県立A高校（以下「A高校」という。）に通学している3年生の娘が、同校内で実施された模擬テストを受験後、帰宅途中で交通事故に遭い、右手首を骨折し、病院で通院治療を受けた。

このため、災害共済給付金の請求に必要な書類を、A高校を通じて県教育委員会（以下「県教委」という。）に提出したが、県教委からは業者が行う模擬テストは災害共済給付金の対象外と言われ書類も返却された。

模擬テストは、A高校の校舎を使い、A高校の教員が立ち会っていることから、学校行事の一環であると考えられるので、災害共済給付金が支給されるようにしてほしい。

（注）平成24年8月に、熊本行政評価事務所に対して申出があった事案である。

2 第89回会議（平成25年3月7日）の議論の概要

- 業者が行う模擬テストについて、文部科学省が厳に慎むようにとしているため、独立行政法人日本スポーツ振興センターではそれに過剰反応して、模擬テストに関わることは給付できませんとしているのではないか。
- 文部科学省においては、実態に即した基準を示すような対応が求められるのではないか。
- 『災害共済給付の実務相談』（学校安全研究会編集）において、「（業者が行う）模擬テストは…学校の管理下（で実施されたものとは）されません」と記載されているが、文科省の意を受けて記載したものか。

3 確認結果

(1) スポーツ振興センター

- ① これまでの貴センターの説明によれば、本件行政相談の災害が災害共済給付制度の対象となるかどうかは具体的内容によって判断されるものであると理解している。この考え方に誤解はないか。（業者が行う模擬テストは全て給付対象外であるという考え方ではないということによいか。）
仮に、模擬テストは全て給付対象外であるという考え方ならば、その理由は何か。
→ その考え方に誤解はなく、各案件については個別に判断すべきものと考えている。
- ② 上記①において、本件行政相談の災害が災害共済給付制度の対象となるかどうかについては具体的内容によって判断されるものという考え方であるとした場合、すなわち、模擬テストに起因する場合でも給付対象となることがあるとすると、その根拠条文は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号。以下「スポーツ振興センター法施行令」という。）第5条第2項第1号（教育課程に基づく授業）又は第2号（学校の教育計画に基づいて行われる課外指導）の規定のいずれに該当することになるのか。
→ 実際に実施する学校の位置づけにより、異なると考えている。

- ③ 一方、学校設置者向けの災害共済制度説明会の資料等（表－２参照）において、業者が行う模擬テストは対象外としている。

このような考え方は妥当か。妥当であるとする場合（又は妥当でないと考える場合）、その理由は何か。

なお、貴センターからは、当該資料は想定される質問についての参考回答であり、この回答そのものをそのまま実施しているわけではなく、案件一つ一つを個別に審査して給付可否を判断している旨、意見があったが、そのことは、都道府県教育委員会等に対してどのように周知しているのか。

→ 表中記載の事例は、旧文部省の通知を踏まえて、スポーツ振興センター法施行令第５条第２項第１号及び第２号に定める、学校の管理下では、業者が行う模擬テストは行われていないことを前提としており、全ての「模擬テスト」の事例が対象にならないとの誤解を招くような表記となっていることから、改善を図ることとする。

なお、学校が授業や課外指導として行った場合は学校の管理下と考えており、いずれにしても、請求された案件一つ一つを個別に審査して給付可否を判断している。

また、上記の周知については、必ずしも十分ではないため、今後、制度説明会等において各都道府県教育委員会等への周知を図ることとする。

- ④ 本件行政相談の災害の場合、県教委が給付対象外と判断をした際に参考にした書類は、上記③の資料のほか、災害報告書（なお、現物は既に存在しないため、高校での作成時の記憶を基に必要な部分を再度記入したもの）であるが、当該災害報告書では模擬テストの帰りであることは分かるものの、学校の管理下であるかどうか分かる内容は含まれていない。

災害共済給付の申請に必要な書類は、医療費支払請求書、災害報告書及び医療等の状況の他に必要な書類はあるのか。ある場合それは何か。医療費支払請求書、災害報告書及び医療等の状況で足りる場合、学校の管理下であるかどうか、何で（どの箇所）判断するのか。

→ 通常の審査を行うにあたり、災害報告書等で判断できない場合は、行事の内容説明、通学路図などの追加書類の提出を求めることもある。

- ⑤ 本件行政相談に係る模擬テストは、（ア）学校の年間計画に含まれているほか、（イ）学校からのヒアリングによれば、模擬テストは校長の指示で行われており、また、試験官である教員は業者から日当や謝金をもらっておらず、さらに、３年生の進学希望者は（強制ではないが）受けることを勧められていることから、本件行政相談の模擬テストについて学校の管理下で実施されたものではないと判断する合理的理由は見当たらないのではないかと考える。貴センターはどう考えるか。

上記（ア）、（イ）の情報だけでは判断できないならば、ほかにどのような情報（書類）が必要か。

→ 給付の可否の判断については、正式に請求がなされていないため、確認ができないこともあり、この時点で言及することは差し控えたい。

- ⑥ 本件行政相談の災害について保護者等から申請が行われた場合、給付可否についてはどのように決定することが見込まれるのか。また、その理由は何か。
→ 照会事項⑤と同様に、正式に請求される前に給付の可否を伝えることはできない。正式に請求されれば適正に審査し、給付の可否を決定することとなる。

- ⑦ 最高裁で判決が出された別の事件（事件の表示：平成 23 年（行ヒ）第 235 号）によれば、教員が授業のない土曜日に模擬テストの監督を行うため学校へ向かう途中で交通事故にあったことについて、1 審では公務と認定されなかったが、2 審及び最高裁では公務（「任命権者である学校長の支配管理下にある業務と認めるのが相当」と認定されている。

当該事件と本件行政相談とは、対象者が生徒である点や災害共済である点が異なっているものの、授業のない日の模擬テストを受けるための自宅と学校との往復時の交通事故という点は一致している。この判例も踏まえると、本件行政相談の災害の場合については災害共済給付の対象とするべきと考えるが、貴センターの見解如何。

→ 例示された最高裁判決については、「教員の業務」について「公務上」かどうかを判断したものであり、一方、本件行政相談の災害は学校の管理下の範囲を定めたスポーツ振興センター法施行令第 5 条第 2 項各号に該当するかどうかを判断するものであることから、これが直ちに児童生徒の学校の管理下の可否について言及していることではないと考えている。

なお、対象とすべきか否かは、照会事項⑤、⑥にあるように、正式に請求された場合に判断することとなる。

- ⑧ 高校における災害発生状況別の災害共済給付の実績の内訳を把握しているところ、模擬テストを受けた場合の災害共済給付件数等は把握していないと理解しているが誤解はないか。一律に認めていないのではないとすれば、件数等はいずれかの区分に含めていると考えられるが、模擬テストを受けた場合の件数はどの区分に含まれているのか。また、模擬テストを受けた場合の件数の算入において、どのような決まりを設けているのか。

→ 模擬テストを受けた場合の災害共済給付件数等は把握していない。

学校の管理下の場合、学校が「授業」として実施している場合は「各教科等」、「特別活動」、「学校行事」が該当し、「課外指導」として実施の場合は「課外指導」に該当する。

なお、通学中の場合は「通学中」に該当する。

（２） 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

- ① 本件行政相談の災害が災害共済給付制度の対象となるかどうかについては具体的内容によって、判断されるものという考え方であるとした場合、すなわち、模擬テストに起因する場合でも給付対象となることがあるとすると、その根拠条文は、スポーツ振興センター法施行令第 5 条第 2 項第 1 号（教育課程に基づく授業）又は第 2 号（学校の教育計画に基づいて行われる課外指導）のいずれに該当することになるのか。
→ 具体的な案件の法令の適合性については、災害共済給付に係る審査、決定に関するものとなるため、日本スポーツ振興センターが判断するものである。

② 表－２の「災害共済給付の実務相談」について、貴省は発行に際し関与（監修等）しているのか。

→ 文部科学省では、「災害共済給付の実務相談」について、発行に際し、関与はしていない。

③ 本件行政相談に係る模擬テストは、(ア) 学校の年間計画に含まれているほか、(イ) 学校からのヒアリングによれば、模擬テストは校長の指示で行われており、また、試験官である教員は業者から日当や謝金をもらっておらず、さらに、３年生の進学希望者は（強制ではないが）受けることを勧めていることから、本件行政相談の模擬テストについて学校の管理下で実施されたものではないと判断する合理的理由は見当たらないのではないかと考える。貴省はどう考えるか。

上記（ア）、（イ）の情報だけでは判断できないならば、ほかにどのような情報（書類）が必要か。

→ 具体的な案件に関する御指摘のような判断については、災害共済給付に係る審査、決定に関するものとなるため、日本スポーツ振興センターに問い合わせ願いたい。